

5月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月19日（木）午前10時～午前11時15分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 河崎 貫一郎、村田 信男、内山 信行、村田 高子、
岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、関谷 利彦、
野村 文雄、田中 修、磯部 恵子、河村 守浩・・・（14人）
4. 欠席委員 伊藤 多美恵、富永 茂巳、大草 知子、正司 浩幸・・・（4人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第4号 非農地証明申請について
- 議案第5号 事業計画変更承認について
- 議案第6号 許可取消申請について
- 議案第7号 農用地利用集積計画（案）の審査について
- 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について
- 議案第9号 令和4年度最適化活動の点検・評価について

第3 報告事項

- 報告第1号 農地使用目的変更届について
- 報告第2号 農地所有適格法人報告書について

6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、高瀬係長、竹田主任

議長： 定刻となりましたので、5月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は14人です。
欠席は4名で、欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第9号までの付議事項46件及び報告事項2件です。
本日の議事日程ですが、議案第8号について宇部市農業振興課から担当者の出席がありますので、最初に議案第8号から審議をお願いします。

議長： 本日の委員18人中14人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。楠地区の阿部委員、厚南地区の河崎委員をお願いします。なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長： 採決に入ります。議案第 8 号農業振興地域整備計画の変更について賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 8 号の計画変更について当委員会としては意見なしとします。農業振興課の富田さん、ありがとうございました。終わりましたので退室をお願いします。

(農業振興課退出 10 : 11)

議 長： 次に議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は 1 ページ、3 ページの厚南地区の議案 11 番、12 番について説明します。訂正表にあるとおり、1 ページ 11 番について所在地に訂正があります。

事務局： 本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 厚南地区の 2 件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか

田中委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の 2 件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、11 番、12 番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は 5 ページの東岐波地区の議案 13 番について説明します。訂正表にあるとおり連絡先に訂正があります。

本件について事前質問はありませんでした。また、いずれも申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 東岐波地区の 1 件について、質問、意見等ありますか。

(私の属する) 東岐波地区は問題ありません。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の 1 件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、13 番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は 7 ページの厚東地区の議案 14 番について説明します。

本件について事前質問はありませんでした。また、いずれも申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 厚東地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚東地区よろしいですか。

河村委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚東地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、14番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は9ページから14ページまでの小野地区の議案15番から17番までの3件について説明します。訂正表にあるとおり、11ページの議案16番の概要に訂正があります。

3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 小野地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 小野地区よろしいですか。

野村委員： 問題ありません。

議 長： 採決に入ります。小野地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、15番から17番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は15ページ、17ページの楠地区の議案18番、19番について説明します。

本件について事前質問はありませんでした。また、いずれも申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 楠地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか。

阿部委員： はい。

議 長： 採決に入ります。楠地区の2件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、18番、19番は許可します。
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は19ページの厚南地区の議案3番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか。

河崎委員： 大丈夫です。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、3番は許可します。
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は21ページから31ページまでの旧市地区の議案、32番から37番までの6件について説明します。
6件について事前質問はありませんでした。いずれも、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。
なお、36番については関連して、議案第5号事業計画変更の2番と議案第6号許可取消申請の1番が併せて提出されていますので申し添えます。

議 長： 旧市地区について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか。

内山委員： 問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の6件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、32番から37番までは許可します。

事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は33ページ、35ページの厚南地区の議案38番、39番について説明します。訂正表にあるとおり33ページ議案38番について連絡先に訂正があります。

本件について事前質問はありませんでした。いずれも、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 厚南地区について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【厚南地区よろしいですか。

河崎委員： 問題ありません。

議長： 採決に入ります。厚南地区の2件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、38番、39番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は37ページから44ページまでの東岐波地区の議案40番から43番までの4件について説明します。

4件について事前質問はありませんでした。いずれも、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 東岐波地区について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： (私の属する) 東岐波地区は問題ありません。

採決に入ります。東岐波地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、40番から43番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は45ページから50ページまでの西岐波地区の議案44番から46番までの3件について説明します。

3件について事前質問はありませんでした。いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 西岐波地区について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 西岐波地区よろしいですか。

村田(信)委員： はい。ありません。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長： 全員賛成ですので、44番から46番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は51ページから56ページまでの楠地区の議案47番から49番まで3件について説明します。訂正表にあるとおり、51ページの議案47番の譲受人及び権利内容に訂正があります。

3件について事前質問はありませんでした。いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 楠地区について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか。

阿部委員： 楠地区の協議会で協議したんですが、少しまだ納得できない点があります。以前は許可はできないという話でしたが、このたびは許可対象となっており、その理由が納得できていません。地域には転用希望者がほかにもおられ、地域に説明する必要があるので納得できる説明がほしいと思います。

議 長： 事務局、これについて何か情報がありますか。

事務局： 阿部委員の御指摘は、53ページの48番の件でしょうか。

阿部委員： 以前の申請から進入路を変更したから許可の対象ということですが、進入路が変わったくらいで、太陽光の許可ができるのですか。

議 長： これは取付道路が無いと判断してよいですか。

事務局： 地区協議会で議論になりましたのは、以前、太陽光発電施設への転用申請の話が出たときは許可の対象にはならなかったのに、今回、同様の事案でなぜ許可の対象になるのかという議論だったと記憶しています。

太陽光発電設備に接続するにあたり、前回の案では農振除外されていない農用地を通過する内容になっていましたので転用許可対象とならなかったところ、今回は計画を変更して、接続は農地以外の非農地の土地を通過して接続する計画になったため転用条件を満たすことになったという話の中で、接続を農地から非農地に変えるだけで許可の対象となるのかという議論をいただいたと認識しています。

議 長： 接続は市道ですか。それとも私道ですか。

事務局： 資料の確認に時間が必要になりますので、この議案は他の議案の後にもう一度審議いただけませんか。

議 長： わかりました。では楠地区を保留にして、次に進めたいと思います。

事務局： 阿部委員に確認です。48番及び49番への疑義ということでよろしいですか。

阿部委員： 47番については問題ありません。

事務局： わかりました。４８番と４９番については、後ほど補足の説明をします。

議長： では、４７番のみ採決します。楠地区の１件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、４７番は許可します。
次に、議案第４号、非農地証明申請について一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は５７ページから８０ページまでの議案１５番から２６番までの１２件です。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第５号、事業計画変更承認について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は８１ページ、８３ページの議案２番、３番です。
本件について事前質問はありませんでした。
議案２番について、先に説明しました議案第３号転用許可申請の３６番に関連して、店舗も居宅と同時期で建築する計画であったが、オープン時期を見送ることとし、店舗予定地の土地取得を見送ることとして事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。
また、議案３番について、既存共同住宅の駐車場６台を目的に農地法第５条の許可を受けたものの、共同住宅の経営を終了し、駐車場を含む店舗用土地を取得し、事業用地として販売することとして事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。

議長： 本件について、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： それでは採決に入ります。本件について承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、本件については承認することとします。
次に、議案第６号許可取消申請を上程します。事務局、説明をお願いします。

- 事務局： 議案書は85ページ、議案1番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。議案第3号転用許可申請の36番と議案第5号事業計画変更の2番に関連するもので、店舗の建築を見送ることに伴い店舗予定地の取得を見送ることから許可取消申請書が提出されたものです。
- 議長： 本件について、質問、意見等ありますか。
(質問意見なし)
- 議長： それでは採決に入ります。本件について承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議長： 全員賛成ですので、1番は承認します。
次に、議案第7号農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。
小野地区に委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により野村文雄委員の退席を求め、まず小野地区について審査します。
(野村委員退出10:40)
- 議長： 事務局、小野地区の説明をお願いします。
- 事務局： 議案書は95ページ、96ページです。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。
- 議長： 本件について、質問、意見等ありますか。
(質問意見なし)
- 議長： 小野地区について、事務局、地区協議会の意見はいかがですか。
- 事務局： 小野地区については、事前に地区協議会で異議等ないことを確認しています。
- 議長： わかりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議長： 全員賛成ですので、小野地区は原案どおり決定します。野村文雄委員、席にお戻りください。
(野村委員入室10:42)
- 議長： 続いて小野地区以外の審査を行います。事務局、次をお願いします。
- 事務局： 議案書は87ページから94ページまでと97ページから99ページまでです。
訂正表にあるとおり91ページについて地番に訂正があります。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
(私の属する) 東岐波は問題ありません。西岐波、厚南、厚東、二俣瀬、船木、万倉、吉部の委員さん、よろしいですか。

(各地区委員異議なし)

議 長： わかりました。それでは採決します。
本件について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第7号は原案どおり決定します。

事務局： ここで、次の議案に移る前に、先ほど質問がありました楠地区の案件について説明します。

議 長： お願いします。

事務局： 議案第3号の楠地区の事案48番、49番の太陽光発電設備の設置の転用の許可について、まだ説明が不十分という事でしたので、事案担当者を出席させ、もう一度説明をします。

前回、進入部分が問題になって太陽光の許可の対象にならなかった理由としては、その入り口部分が農業振興地域内の農用地に該当したため、太陽光が目的での許可の対象にはならないということで申請に至りませんでした。

今回は、接道部分を雑種地に切り替えて通行承諾を取った上での申請となっています。

議 長： 農地以外の所に電柱を建てて接道、接続するということですね。

事務局： 以前は農地の部分を使って接道するという事だったのですが、今回は農地でない部分を使って接道するという事になっています。

議 長： その地主の了承は得ていますか。

事務局： 申請書に通行承諾書が添付されています。

議 長： 口頭での承諾ですか。

事務局： 文書です。

議 長： そうですか。では将来もめることはないですね。皆さん他に質問はありますか。

阿部委員： そうすると、万倉地区でも農業ができなくなったので太陽光をやろうと申請したら許可の対象になるのですか。

事務局： 農業振興地域内の農用地区域に該当する農地では太陽光では許可は出せないですが、そうでない所であれば太陽光で許可が出る見込みはあります。ただ、場所によって条件が違いますのでよく確認していただけたらと思います。

委員の御懸念としては、今回の事案を認めると農振地域の万倉でも太陽光発電設備の設置が容易に進むのではないかということでしょうか。

阿部委員： はい。

事務局： そもそも太陽光発電を設置する農地が農用区域や一種農地でしたら、当然そこに太陽光パネルを設置することはできませんので、農用区域に太陽光パネルを設置するということができないのは従来どおりです。

今回は、太陽光パネルの設置の申請が出た所が、農用区域から除外をされている所で、農地の種別は一種農地ではなく二種農地でしたので許可の対象となることという事として、万倉の農振地域に容易に太陽光パネルを設置できるということではありません。

前はそこへの接道が農用地を通過していることで申請に至らなかったが、今回は農地以外の場所の地主の了解を取って接道が可能になったということで、転用許可の対象となったと事務局は判断をしています。

上田委員： 今、農振除外された土地とお聞きしたのですが、年に二回農振除外申請があり、例えば、自己用住宅を建てるとか、除外をするのには条件があるので、本件は当初は太陽光にするから除外させてくれという申し出ではなかったのではないかと思います。除外条件は何かわかりますか。

事務局： 本件については、今回申請が上がった時点で既に農用区域外から除外をされていました。従って今回の転用申請のために除外申請をした訳ではありません。今、事務局としては、除外の際の状況が分かる資料を持ち合わせていません。

上田委員： 除外申請する時の条件を知らないと、先に除外申請をして何もせず、何年か後にほとぼりが冷めた頃に除外条件と違う太陽光の申請をするのはおかしいですね。

事務局： 農用区域から除外されたということで直ちに転用許可がおけるわけではなく、農用区域の条件を外れましたら、一種農地、二種農地という農地の状況に応じて転用の可否を判断することになります。仮にここが農用区域から除外されても一種農地でしたら、当然転用はできません。

二種農地の場合は、代替地等を考慮して状況を判断して、農業委員会で転用可否を判断することになりますので、今回はそこを判断することになります。

上田委員： それで大丈夫であればよいのですが、除外条件がわかった方がよいと思います。

事務局： わかりました。確認しますので少々お待ちください。

上田委員： 今、楠地区が懸念されているように、我々も農振地域に住んでいますので、今はまだ太陽光はあまりありませんが、いずれその波が押しよせてくれば、農振地域の圃場整備をした田が転用されていく可能性が無いことも無いからですね。

だから、このような事案は十分検討してよく調べておかないと、あそこはよかったからと前例ができてしまうと、なかなか反対しにくい部分が出てくるのではないかと思いますので、その辺りに注意が必要ですね。

事務局： 今、除外については農業振興課に確認を取っていますが、念のために申し上げますと、農用区域から除外されたからといって、すぐに転用可能という訳ではありません。

まずは農地の形状・集団性として一種農地か二種農地かという点や、事業計画の内容が転用許可に相当するかどうかという点を農業委員会でしっかりと審議をいただければと思います。

議 長： では先に、議案第9号令和4年度最適化活動の点検・評価について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案第9号です。議案書は別紙です。
これは、国の通知に基づき、令和4年度の農業委員会及び各委員の最適化活動の実施状況並びに目標の達成状況について点検・評価するものです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

阿部委員： 委員個人の評価を示されていますが、委員氏名は個人情報ですので氏名を公表する必要はないのではないのでしょうか。

事務局： 今回の御指摘は、各委員の実績評価のお話だと思います。これについては地区協議会でも説明しましたが、農業委員会の最適化活動について委員毎の目標について委員会の中で評価するというものであり、これを委員会以外の一般に公開するものではありません。あくまでも委員会内部で各委員の活動を振り返る主旨ですので御理解ください。

議 長： この件については、いろいろ意見はありますが、一年間の活動記録の確認という考え方をしていただきたいと思います。
この評価点については、各委員の活動以外の要因でも数値は変動しますので、それほど気にされなくてもよいのではないかと個人的には思います。

阿部委員： 実際気にしますよ。

議 長： 今まではそのような評価はしなかったけれども、国から評価を出しなさいと。

阿部委員： 国からの指示ということだが、地区毎で評価すればよいので、個人名を出すのは本来の目的ではないのでおかしいのではないですか。

事務局： 事務局としましては国の通知に基いた形で進めているつもりですが、御意見を踏まえ今後の進め方については事務局でも検討させていただきたいと思います。

村田(信)委員： 今質問された件は、地区協議会の時に地区の評価点がすごく低かったのが気になり、私も質問をしたのですが、今説明があったように評価をしなくてはならないという事だったので、私は納得をしました。

議 長： ありがとうございます。
阿部委員御不満でしょうけれど、御了承いただきたいと思います。
段々と農業委員会への締付けが厳しくなると思うのですが、机の上で考えるのと実際に現場を走り廻ってやっているのとは少し違いますね。
認定農業者に農地を預ければ点数は上がり、認定農業者以外に農地を預けると数値は上がらないのはおかしいことはおかしいと思いますが、国がそのような評価をすることに決めたので、それに沿ってやらないといけないと思いますが。
公表についてはまた検討させていただきたいと思います。今回初めてこのような形で数字を出して申し訳ありませんが、御了承いただきたいと思います。

落合委員： 私はこの制度自体に意味が無いという意味で個人的に反対です。

議 長： それでは採決します。承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(過半数挙手)

- 議 長： 過半数賛成ですので、本件については承認します。
次に議案第3号の48番と49番について、事務局、追加説明をお願いします。
- 事務局： 今、農業振興課に確認をしたところ、当該地の農振除外については既に現行の農振計画の以前、楠町の時代に既に農振除外をされていたという状況で、その理由についての記録は発見できないということでした。
- 議 長： 記録が残っていない所がけっこうあるんでしょうね。個人の意思が強く反映されて承認されたところもあるようです。だから最初から農用地区域に入りたくないという人は入らなくて済んだみたいな状況ですね。私の所ではすべて無理やり農用地区域になりました。
この案件は、農振地域除外の農地に太陽光発電を設置する申請ですが、前は接道等が農用地区域だったから申請に至らなかったということですね。
- 事務局： 前回は、農振除外地でパネル自体は置ける場所ですが、その接道を確保するために農用地区域内に接道を設けようとしたため、その接道は認められないという事で計画の実現ができなかったと理解しています。
- 議 長： 今回は接道が雑種地になり、耕作についてはあまり問題ないだろうということ、事務局も申請を受けたということですね。
- 事務局： 先ほど説明しましたように、所有者の了解を得て農地以外の所を使用することの確認が取れましたので、太陽光パネル設置の条件が満たされていると判断して、手続きを取ったという事です。
- 議 長： わかりました。では、48番、49番これについて何か意見はありませんか。
では、採決します。承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(過半数挙手)
- 議 長： はい。過半数賛成ですので、48番、49番については許可します。
付議事項は終わりました。次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。
- 事務局： 総会報告事案は2件あります。順に説明します。
報告第1号、議案書は100ページ、101ページです。
東岐波地区に所在する農地所有者から、お多福豆を栽培するため田を畑とする旨の届出に伴う報告です。
次に報告第2号、議案書は102ページから116ページまでです。市内に事業所を有する農地所有適格法人4者から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
- 議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これら報告事項であり了解いただきたいと思えます。
次に、先に山口県農業会議から令和5年度農業者年金加入推進部長の推薦依頼があり、上田委員にお願いしたところですが、追加で村田委員にもお願いすることにしたいと思えますが、皆様、御了承いただけますか。

(全員了承)
- 議 長： それでは、村田委員をお願いします。事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程について連絡)

議 長： すべての議事、報告が終わりました。
これを持ちまして、5月定例総会を閉会します。

(終了 11 : 15)